

川西市上下水道局滞納整理・窓口業務及び検針・閉開栓業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和5年8月

川西市 上下水道局 経営企画課

1 趣旨

この要領は、公募型プロポーザル方式により「川西市上下水道局滞納整理・窓口業務及び検針・閉開栓業務委託（以下、「委託業務」という。）」の委託業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1)業務の名称：川西市上下水道局滞納整理・窓口業務及び検針・閉開栓業務委託

(2)業務の目的：本市上下水道局では人口減少の影響による大幅な水需要の減少のなか、令和元年度に「川西市新水道ビジョン」を策定し、信頼されるライフラインを目指し施設更新（耐震化）等の事業に取り組んでいる。
本業務は、滞納整理・窓口業務及び検針・閉開栓業務について、水道の安全・安心・安定の原則を踏まえ、より一層の顧客満足度の向上と、より効率的な経営の実現を図ることを目的とする。

(3)業務の内容：別紙委託仕様書のとおり

(4)業務の場所：川西市役所

(5)委託期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

他に準備期間として、契約締結日から令和6年3月31日を予定している。

(6)委託上限額：652,080,000円（消費税及び地方消費税を含む）

提案の内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。また、当該案件は5年契約であるため、最低賃金の改定を含めた人件費その他必要な経費等については、今後の社会情勢を見込んだうえで積算すること。なお、これに伴う変更契約は行わない。

(7)選定方法：公募型プロポーザル方式

公募型プロポーザル方式により実施する理由

選定に際しては、価格比較だけでなく、本市上下水道局の実情に適して

いることが重要であり、企画力、技術力、創造性、専門性及び実績等を総合的に評価し、委託先候補者を決定する必要があるため。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1)川西市契約規則（昭和49年川西市規則第15号）第5条の規定に基づく一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていること
- (2)参加申込書の提出日現在で川西市の指名停止措置を受けていないこと。なお、参加申込書の提出日から契約締結までの間に、川西市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- (3)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5)川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であること。
- (6)破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項または第19条に基づく破産の申し立てがなされていないこと。
- (7)民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (8)国税及び地方税に滞納がないこと。
- (9)一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認定基準に基づく第三者認証を保有しており、会社としてのリスクマネジメント体制を構築していること。
- (10)元請として、給水人口15万人以上の水道事業者の発注する滞納整理・窓口業務の受注実績（類似の業務含む）があること。なお、受注を証明できる書類の提出ができること。
- (11)常時雇用関係があり、かつ滞納整理・窓口業務及び検針・閉開栓業務について、過去に相当の経験を有し、十分な知識と判断力を備えた業務責任者を配置できること。

4 スケジュール

- (1)実施要領等の公表：令和5年8月 7日（月）
- (2)質 問 の 受 付：令和5年8月17日（木） 17時まで（必着）
- (3)質 問 の 回 答：令和5年8月23日（水）に上下水道局ホームページに掲載
- (4)参加申込書等の提出：令和5年8月29日（火） 17時まで（必着）
- (5)企画提案書等の提出：令和5年9月12日（火） 17時まで（必着）
- (6)プレゼンテーション：令和5年9月20日（水）、21日（木）を予定
- (7)審査結果の通知：令和5年9月26日（火）以降
- (8)委託契約の締結：令和5年9月29日（金）頃

5 質問の受付及び回答

本実施要領及び別添委託業務仕様書等に関し、不明な点がある場合はプロポーザルに関する質問書（様式第6号）を提出すること。

- (1)提出期限：令和5年8月17日（木） 17時まで（必着）
- (2)提出方法：プロポーザルに関する質問書（様式第6号）を電子メールにより提出すること。
- (3)提 出 先：〒666-8501 川西市中央町12番1号
川西市上下水道局経営企画課（市役所3階15番）
TEL：072-740-1260（直通）担当：尾屋、佐藤、高月
（Eメール：kawa0125@city.kawanishi.lg.jp）
- (4)回答方法：令和5年8月23日（水）に川西市ホームページに掲載する。
※質問がなかった場合は、その旨を掲載
トップページ>川西市上下水道局トップページ>事業者の方へ>入札・契約>
プロポーザルの実施>プロポーザル実施のお知らせ

6 参加申込書等の提出

- (1)提 出 期 限：令和5年8月29日（火） 17時まで（必着）
- (2)提 出 書 類：ア．プロポーザル参加表明書（様式第1号）
イ．誓約書（様式第2号）
ウ．会社概要書（任意様式。ただし、社名、代表者名、所在地、設立年月日、資本金、売上高、従業員数、業務内容、会社の特色等が保有有する認証取得等が記載されていること。）

- エ. 商業登記履歴事項全部証明書
- オ. 財務状況関係書類（直近2ヶ年の各会計年度における貸借対照表及び損益計算書）
- カ. 労働条件関係書類（就業規則、労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書の写し）
- キ. 類似業務受託実績表（様式第3号）
- ク. キに記載した業務に関わる契約書の写し及び業務内容が確認できるもの（仕様書の写し等）

(3)提出部数：正本1部

(4)提出方法：持参又は郵送（必着）による。

郵送による場合は、必ず、受取日時及び配達されたことが確認できる方法をとること。

(5)提出先：前記5(3)と同様

(6)参加資格審査等：参加資格審査を行い、要件を満たしていると認められるときは、事業者の参加資格を認定するものとする。なお、審査の結果は、令和5年9月1日（金）までに通知する。

7 企画提案書等の提出

(1)提出期限：令和5年9月12日（火）17時まで（必着）

なお、期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(2)提出書類：

業務提案書等

- ①業務提案書（任意様式）
- ②業務従事予定者の配置表（様式第8号）
- ③配置予定業務責任者の業務経歴書（様式第9号）

用紙サイズはA4版縦、左とじとし、表紙、目次を除きページ番号を付けること。用紙枚数は、様式第8号及び第9号を含めて両面30枚以内とする。図表等を使用する場合はA3版を使用できるものとし、その場合は、A4版に折り込んでとじること。また、会社概要のパンフレットを添付の場合は最小限に留めること。

必要書類全てを紙ファイル（A4版・縦置き）に綴じ、表紙と背表紙には業務名称、企業名称を明記して提出すること。

※プロポーザルは、業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではない。また、この実施要領において記載した事項以外の内容を含む業務提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

提案見積書等

④提案見積書（様式第10号）

⑤提案見積に係る内訳書（様式第10号の1）

提案見積書等については、業務提案書とは別に厳重に封印の上、提出すること。
また、可能な限り内訳を記載するよう努めること。

出席者報告書

⑥出席者報告書（様式第7号）

(3) 提出部数

業務提案書等：正本1部、副本8部、電子データ（CD-R）

提案見積書等：1部

出席者報告書：1部

(4) 提出方法：持参又は郵送（必着）による。

郵送による場合は、必ず、受取日時及び配達されたことが確認できる方法をとること。

(5) 提出先：前記5(3)と同様

8 事業者の選定

(1) 選定方法及び評価基準：

上下水道局が設置する評価委員会において、書類審査、企画提案書審査及びプレゼンテーションにより審査を行う。審査に当たっては、評価基準（参加締切日を目途に上下水道局ホームページにて公表予定）により判断することとし、評点の高い提案者を選定し、評価委員会で協議の上、予算の範囲内で最も優れた提案を行ったと認める1者を委託先候補者として決定する。なお、参加事業者が1者の場合でも、同様の審査を行ったうえで委託先候補者として決定する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日時：令和5年9月20日（水）、21日（木）

場 所：川西市役所内会議室

ただし、具体的な開催場所は別途、プロポーザル参加表明書（様式第1号）に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

イ 実施時間：事業者につき45分以内（プレゼンテーション30分以内、質疑応答15分以内とする。なお、プレゼンテーションには市からの説明時間2～3分程度を含む）

ウ その他：

プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

プレゼンテーションは、本業務に直接携わる予定担当者が行い、出席者数は4名以内とする。プロジェクタ、スクリーン及び延長コードは上下水道局で用意する。

プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこと。追加資料の配布は認めない。

9 選定結果の公表

選定結果は上下水道局ホームページで公表するとともに全ての参加事業者にも文書で通知する。また、審査結果を上下水道局ホームページで公表する。

10 契約の締結

前記8(1)により委託業務の候補者として選定された事業者と提出された見積書を基に協議し、契約を締結するものとする。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当した場合又は川西市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合、次点の者と契約の交渉を行う。

11 失格条項等

以下の要件のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

- (1) 参加資格及び業務実施上の要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類の様式、提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合
- (3) 提出書類の全部又は一部が提出されていない場合
- (4) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- (6) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (7) 提出書類が要求等に示された条件に適合しない場合

- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他、評価委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認めた場合

1.2 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要した費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングについては、録音及び録画等の実施を許容すること。
- (3) 提案者が1者であっても各審査は実施し、基準を満たしていると判断した場合は優先交渉事業者として選定する。
- (4) 本実施要領、委託業務仕様書、提出書類等については変更することがある。その場合は、参加申込書を提出した全事業者に変更後の資料を配布する。
- (5) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (6) 提出後の書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (7) 提出書類は返却しない。
- (8) 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (9) 提出書類の取扱い
 - ア 提出した参加申込書及び企画提案書等を、本市の了解なく公表、使用してはならない。
 - イ 提出された参加申込書及び企画提案書等は、事業者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (10) 提出期限までに参加申込書等を提出しない者及び本プロポーザルへの参加資格を認定しない旨の通知を受けた者は、企画提案書等を提出できないものとする。
- (11) 提出書類に虚偽の記載をし、本プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (12) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、書類を公開する場合がある。ただし、企画提案書等、法人等の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるものについては公開しない。
- (13) 参加者は、本実施要領、仕様書、川西市契約規則等を熟読し、その内容を十分承知したうえで参加すること。
- (14) 天災その他やむを得ない事由が生じた場合、本市は本プロポーザルの実施を延期又

は取り止めることができる。この時に参加事業者が生じた損害については、各事業者の負担とする。

(15) 契約締結時に双方協議の上、委託業務に関する詳細についての仕様を定めることとする。

1.3 問い合わせ先

〒666-8501 川西市中央町12番1号

川西市上下水道局経営企画課（市役所3階15番）

TEL：072-740-1260（直通） 担当：尾屋、佐藤、高月

（Eメール：kawa0125@city.kawanishi.lg.jp）